

## 藤沢市公共工事等総合評価競争入札実施要領

制定	平成19年	10月	1日
改正	平成20年	4月	1日
改正	平成22年	4月	1日
改正	平成25年	4月	1日
改正	平成27年	4月	1日
改正	平成29年	4月	1日
改正	平成30年	4月	11日
改正	令和6年	4月	1日
改正	令和7年	4月	1日
改正	令和8年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件がこの市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる一般競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(総合評価競争入札の種類)

第2条 総合評価競争入札の種類は次のとおりとする。

- (1) 特別簡易型 次条第1号に該当するもの
- (2) 簡易型 次条第2号に該当するもの
- (3) 標準型 次条第3号に該当するもの

(対象となる工事等)

第3条 総合評価競争入札は、次の各号のいずれかに該当する工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）を対象とする。ただし、総合評価競争入札を実施することによって当該工事等に要する日数に不足を生じることとなるおそれのあるものを除く。

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の施工実績等の技術的能力及び社会性・信頼性（以下「施工能力等」という。）と当該入札参

加者が提示する価格（以下「入札価格」という。）を一体として評価することが妥当と認められる工事等

(2) 入札参加者が提示する簡易な施工計画及び施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事等

(3) 入札参加者が提示する性能その他に関する技術提案、施工計画及び施工能力等（以下「技術的要素」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事等

（条件付き一般競争入札実施要領の適用）

第4条 この要領に規定する事項のほか、入札参加者の資格、入札参加資格確認の申請等、入札参加資格の審査等、設計図書の頒布等、質問書の提出等、入札金額の内訳書の提出及び入札の無効に関する事項については、藤沢市公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領（平成13年4月1日制定。以下「一般競争入札実施要領」という。）の規定を準用する。

（低入札価格の調査）

第5条 総合評価競争入札を行うときは令第167条の10の2第2項の規定に該当するかどうかについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うための基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けて行うものとする。このとき（調査基準価格未満であって調査基準価格に100分の99を乗じて得た金額（1円未満は切り捨てる。以下同じ。）以上の入札があった場合を除く。）における調査基準価格の算定方法等、失格基準価格、予定価格書への記載、入札参加者への周知、入札の執行、低入札価格の調査、公共工事等低入札調査委員会、調査結果の通知、調査結果による対応、入札執行者への指示及び決定後の措置については、藤沢市公共工事等低入札価格調査要領（平成11年4月1日）の規定を準用し、調査基準価格未満であって調査基準価格に100分の99を乗じて得た金額以上の入札があった場合は、調査基準価格の算定方法等、失格基準価格、予定価格書への記載、入札参加者への周知については、同要領の規定を準用する。

（資料の提出）

第6条 入札参加者は、第4条において準用する一般競争入札実施要領第4条の規定による入札参加資格確認の申請と同時に、技術的要素に関する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

2 契約担当課長は、入札参加者が提出した技術資料について、必要に応じて、当

該技術資料を提出した入札参加者からのヒアリングを実施することができる。

(総合評価の方法)

第7条 総合評価競争入札による評価の方法は、標準点（100点）と技術資料に基づき算出された評価点（以下「加算点」という。）の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。）で除した後、100万を乗じて得られた数値（小数点以下第4位未満の端数を切り捨てる。以下「評価値」という。）をもって行うものとする。ただし、特に必要と認める工事を除き、入札価格が調査基準価格（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。）未満の場合は、入札価格を調査基準価格に置き換えて算出する。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

評価値＝技術評価点÷入札価格（入札価格が調査基準価格未満の場合は、調査基準価格）×1,000,000

2 前項の規定にかかわらず、無効又は失格の入札に関しては、加算点及び評価値の算出は行わないものとする。

3 加算点は、第13条第1項の規定により決定された当該工事等の総合評価競争入札に係る具体的な落札者の決定基準及び総合評価の項目（以下「落札者決定基準等」という。）により配点するものとする。

(落札候補者の決定)

第8条 契約担当課長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札参加者のうち、前条の規定による評価値の最も高い者を落札候補者とするものとする。

(1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内にあること

(2) 技術資料が、落札者決定基準等に示す要求要件をすべて満たし、かつ、欠格要件に該当しないこと

(3) その他当該総合評価競争入札に係る公告等において定めた入札参加資格要件等をすべて満たしていること

2 前項の規定に該当する評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。

(審査の依頼)

第9条 契約担当課長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、検査担当課長及び工事等担当課長と協議の上、次の事項について次条に定める藤沢市公共工事

等総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査を依頼しなければならない。

(1) 当該工事等が第3条に規定する工事等に該当すること（以下「対象工事等の認定」という。）

(2) 当該工事等に係る総合評価競争入札における落札者決定基準等の適否

2 契約担当課長は、総合評価競争入札により落札候補者を落札者として決定しようとするときは、その適否について審査委員会に審査を依頼しなければならない。

（審査委員会）

第10条 総合評価競争入札を実施するに当たって、対象工事等の認定、落札者決定基準等及び落札者の決定の適否（以下「審査対象事項」という。）を審査するため、審査委員会を置く。

2 審査委員会は、委員長を置き、委員長のほか委員4人をもって組織する。

3 この要領に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関する必要な事項は別に定める。

（学識経験を有する者からの意見聴取）

第11条 審査委員会は、第9条第1項の規定による審査の依頼があったときは、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、落札者決定基準等の適否について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。

2 審査委員会は、第9条第2項の規定による審査の依頼があったときは、令第167条の10の2第5項及び地方自治法施行規則第12条の4の規定に基づき、前項の規定による意見聴取において改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に限り落札者の決定の適否について、あらかじめ2人以上の学識経験者から意見聴取を行うものとする。

3 前2項の規定による意見聴取は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 学識経験者を審査委員会の会議に出席させて行う方法

(2) 学識経験者との面談により行う方法

(3) 学識経験者から書面（電子データを含む。以下この項において同じ。）を受受する方法

（審査の結果）

第12条 審査委員会は、前条各項の規定による学識経験者からの意見聴取の結果を考慮の上、当該総合評価競争入札に係る審査対象事項を審査するものとする。

(審査対象事項の決定等)

第13条 契約担当課長は、前条に規定する審査対象事項について適正であると審査委員会が判定したものであるときは、対象工事等を認定又は落札者決定基準等若しくは落札者について決定するものとする。

2 前条に規定する審査対象事項が適正でないとき審査委員会が判定したものであるときは、契約担当課長は、検査担当課長及び工事等担当課長と協議の上、対象工事等の選定又は落札者決定基準等の作成若しくは落札候補者に係る評価値の算出について再度行い、改めて審査委員会で判定するものとする。

(入札参加者への周知)

第14条 契約担当課長は、前条の規定により対象工事等を認定及び落札者決定基準等を決定した後、当該対象工事等に係る総合評価競争入札を行うときは、第4条において準用する一般競争入札実施要領の規定によるもののほか、入札公告に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価競争入札の方法によるものであること
- (2) 技術資料の内容、提出期限及び提出方法等
- (3) 落札者決定基準等
- (4) 低入札価格調査要領第6条に規定する入札参加者への周知事項
- (5) 落札者の決定は、評価値の算出後に落札者を決定した上その内容を各入札参加者に対して通知すること
- (6) 第16条第2項に規定する落札者が提示した技術的要素の内容が履行できなかった場合の措置等
- (7) 総合評価の結果について公表すること
- (8) 苦情申し立てに関すること

(入札執行者への指示)

第15条 契約担当課長は、第13条の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対してその旨を通知する措置を入札執行者に指示するものとする。

2 入札執行者は、前項の措置を採ったときには、入札結果報告書に当該措置の内容及び経過を記して決裁を受けるものとする。

3 入札執行者は、第5条において準用する低入札価格調査要領の規定により、落

札者とする措置を採ったときには、入札結果報告書に当該要領に基づき落札者を決定したことがわかるよう表示する。

(技術的要素に係る履行の担保措置)

第16条 契約担当課長は、落札者が提示した技術的要素の内容のすべてを契約書に記載(契約書と綴じ込み合冊した書面を含む。以下この条において同じ。)し、その履行を確保するものとする。

2 前項の記載事項のほか、工事等の検査における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について、その旨を契約書に記載するものとする。

(1) 工事等の検査において、契約書に記載してある技術的要素の内容(以下「契約性能等」という。)を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事等の契約内容のうち、契約性能等についての履行義務に係る部分において、工事等の完成後においても引き続き存続すること。

(2) 工事等の検査(前号の場合において行う完成後の契約性能等の確認検査を含む。次号において同じ。)において、契約性能等を満たしていないことが確認された場合で、技術的要素の性格から再度の施工が困難である場合又は合理的でない場合は、工事成績評定点の減点措置、指名停止措置、契約金額の減額変更、損害賠償等を行うこと。

(3) 工事等の検査において、契約性能等を満たしていないことが確認された場合で、再度の施工が可能な場合は、再度の施工の義務及びその内容、工事成績評定点の減点措置を行うこと

3 監督員又は検査員は、工事等の監督又は検査に当たっては、契約性能等を満たしていることを確認するものとする。ただし、前項各号に規定する場合にあっては、検査員は、監督員と協議の上決定した契約性能等の履行確認検査の期日又は再度の施工の期限を契約担当課長に通知するものとする。

(その他の細目)

第17条 この要領に定めがあるもののほか、取扱いの細目については、契約担当部長が定めるものとする。

(準用)

第18条 第1条から第17条までの規定は、測量等の委託及び清掃その他の役務提供業務の委託について準用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

藤沢市公共工事等総合評価競争入札実施要領（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。